

鳥取県告示第 735 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（1 級基準点測量・3 級基準点測量・4 級基準点測量・4 級水準測量）
- 2 作業地域 米子市及び西伯郡大山町
- 3 終了年月日 平成 18 年 9 月 7 日